平成２３年（フ）第１８５号
川崎市宮前区野川2245番地　県営住宅４―104
債務者　石井ミツエ
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
川崎市川崎区渡田山王町11番５号　ハイツタケダ203、前住所川崎市川崎区京町１丁目14番１―103号
債務者　加藤　邦明
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
川崎市高津区梶ケ谷５丁目７番地２　カーサ香美奈202
債務者　原子絵里香
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
川崎市幸区南加瀬３丁目４番31―102号　ラ・フオーレ夢見
債務者　椎名　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
川崎市中原区新丸子町751番地　フローリエ細山401、前住所東京都大田区東馬込１丁目17番８号　ＭＫハイツ201
債務者　上穂　　裕
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
川崎市川崎区殿町１丁目20番17―201号　レクセルガーデン川崎殿町
債務者　中野光一郎
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

財産状況報告集会等の期日変更

平成２２年（フ）第１２４号
千葉県茂原市山崎874番地
破産者　増田　志郎
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月22日午後２時
平成23年４月14日　千葉地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３６号
千葉県茂原市早野516番地11、債務名義上の住所島根県大田市仁摩町宅野172番地３
破産者　藤間　克典
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月13日午後２時30分
平成23年４月14日　千葉地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第３５９８号
福岡市西区大字千里292番地の３
破産者　三島産業株式会社
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１８号
山口県岩国市砂山町２丁目９番８号
破産者　貞末　浪子
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６０号
熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地1618番地
破産者　平川　秀康
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第３７５号
宮崎県東臼杵郡門川町南町２丁目63番地２
破産者　黒木　和行
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１６７３号
埼玉県三郷市高州４丁目48番地６、開始決定時の住所名古屋市港区木場町６番地の15　スペリアシティ名南アネックスⅣ1101号
破産者　南嶋　徳郎
1　破産債権の届出期間　平成23年５月18日まで
2　一般調査期日　平成23年６月23日午後３時
平成23年４月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９号
兵庫県明石市貴崎３丁目16番14号　第二神足荘、旧住所兵庫県明石市貴崎３丁目15番53号大和荘２Ｆ
破産者　本郷河都子
1　破産債権の届出期間　平成23年５月18日まで
2　一般調査期日　平成23年６月21日午前10時20分
平成23年４月19日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
宮崎市大塚町横立1501番地　コーポ紘洋101号、前住所宮崎市大字富吉2340番地４
破産者　西條　裕則
1　破産債権の届出期間　平成23年５月18日まで
2　一般調査期日　平成23年６月28日午前10時30分
平成23年４月19日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３００号
三重県四日市市坂部が丘２丁目１番地71
破産者　伊藤　健二
1　破産債権の届出期間　平成23年５月19日まで
2　一般調査期日　平成23年７月７日午後１時30分
平成23年４月19日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９８２８号
大阪市淀川区東三国２丁目９番18―304号、住民票上の住所大阪府門真市北岸和田１丁目14番13号
破産者　髙須賀　良
1　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
2　一般調査期日　平成23年６月16日午後４時
平成23年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部